

## ◇時間外診療体制

○2018年5月7日以降

### ①救急車搬送等の救急医療体制

従来通りの24時間体制を継続します。

### ②時間外の診療体制(17時～翌朝8時30分までの自主来院診療体制)

(いずれも急患対応のみ)

- ・小児科(19時～23時は久留米広域小児救急センター、それ以外は当院小児科)
- ・内科
- ・脳神経センター
- ・循環器センター
- ・外科
- ・整形外科
- ・産科・婦人科
- ・形成外科(23時まで)

(備 考)

- ・時間外は、救命処置や入院が必要な患者様の診療を優先します。それ以外の患者様は長時間お待ち頂く場合があります。重篤な患者様の診療に支障をきたさないよう、時間外診療の適正な利用にご協力ください。
- ・時間外は医師が手薄になりますので、専門外の医師が診療する場合があります。
- ・受診すべきかどうか判断に迷われる方は、「救急医療電話相談(#7119)」や「小児救急電話相談事業(#8000)」をご利用ください。
- ・眼科は時間外診療を行っていません。失明の恐れのある緊急の症例等のみオンコール対応となります。

平成25年に8,701件だった消防救急からの患者受け入れ件数は、平成29年には10,242件まで増加しています(過去5年間で約18%の増加)。

当院は「救命救急医療を通じ、断らない医療を推進する」との運営方針を掲げておりますが、今後も救命救急センター、救急告示病院として筑後地域の救命救急医療に尽力する所存です。主旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。